

大規模災害時廃棄物対策北海道ブロック協議会

第2回連携強化ワーキンググループ
話題提供

	内容	目安時間
概要	連携強化WGの進め方	5分
話題提供	支援-受援体制の構築について	45分
説明	意見交換の進め方	5分
自己紹介	グループ内で自己紹介	5分
意見交換①	支援が必要となるフェーズの整理	25分
意見交換②	支援-受援体制の構築の検討	25分
意見共有	各グループの意見共有	10分

概要

【WGの目的】

- 災害廃棄物の処理を円滑に進めるためには、自治体間、一部事務組合や広域連合、民間事業者との連携が不可欠です。
- 本WGは、災害廃棄物処理に係る連携における課題を自治体、一部事務組合や広域連合、民間事業者それぞれの立場から抽出し、解決策を検討することで、道内外における今後の災害廃棄物処理における連携強化を目的として開催するものです。

実施回	内容
第1回 令和7年9月30日(火) 14:00-16:00	話題提供① 道内の実情と連携の必要性 意見交換① 関係者との連携に関する課題共有 意見交換② 円滑な連携に向けた平時からの取組
第2回 令和7年12月22日(月) 13:00-15:00	話題提供② 支援-受援体制の構築について 意見交換③ 支援が必要となるフェーズの整理 意見交換④ 支援-受援体制の構築の検討

第1回連携強化WGの振り返り

話題提供テーマ 道内の災害廃棄物処理の実情、連携の重要性について

意見交換議題 関係者との連携に関する課題共有

自組織内の他部門(防災部門等)との連携、他自治体との連携ができていない、協定を締結はしているが発災時の情報共有手段や動きについて不明確等の課題感が挙げられました。

関係者との連携に関する課題共有

防災部門との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> 危機対策室と役割分担が把握できていない(災害時の廃棄物以外の業務との調整ができていない)。 単独での対応が難しいことは認識しているが、マネジメントはどこが担当するのか明確化されていない。 収集業務、処理処分業務について協定を結んでいるが担当が異なるため詳細を把握できていない。 市として災害廃棄物以外の災害時の協定(道路上の障害物除去、道路補修等)も締結しているが防災課が担当しており、把握できていない。 必要な支援が把握できていない。
民間事業者との情報共有	<ul style="list-style-type: none"> 平時、災害時の運搬事業者に対しての情報共有体制が整えられていない。 事業者の運搬能力、回収ルート、災害時の余力を把握できていない。
他自治体との情報共有	<ul style="list-style-type: none"> 他自治体と話す機会が少なく、平時からコミュニケーションが取れていないので、災害時の連絡窓口が分からない。 相手方の窓口担当を把握していない。 事業者との連携は進めることができるが、市町村間の連携を取ることが難しい。 事務組合を構成している市町村間では取組が進んでいるが、構成外は関わりが少ない。
協定	<ul style="list-style-type: none"> 包括的連携協定や防災分野での協定(避難所等)はあるが、災害廃棄物に関しての具体的な協定はできていない。 協定を締結するだけでは対応が難しい。 連携のメリットが見いだせないと判断し自組織内で進めがちである。 推計量把握、仮置場設置等の作業に意識が行き、連携が後回しになりがちである。 平時から単独で廃棄物の処理を行っている市町村間で協定の充実度に差がある。 千島海溝地震の場合、近隣町村との連携では対応が困難である。振興局(北海道)での協定により対応する必要があるのでは。
費用	<ul style="list-style-type: none"> 事業者として支援を継続するにあたって、事業としての費用面について不安がある。

第1回連携強化WGの振り返り

意見交換議題 円滑な連携に向けた平時からの取組

課題解決策となる平時からの取組として、情報共有手段、支援が必要なこと、支援できることの明確化、関係者間で顔の見える関係の構築、職員の訓練等が挙げられました。

円滑な連携に向けた平時からの取組

防災部門との 役割分担	<ul style="list-style-type: none"> 情報共有リスト、災害時にすることリストを作成し明確化する。
民間事業者との 情報共有	<ul style="list-style-type: none"> 関係者が平時から対面で定期的に話し合い、関係を構築すると良いのでは。 平時より運搬事業者と協議の機会を設け、稼働率の把握、ルートを選定、広域連合への情報共有手段を調整する。
他自治体との 情報共有	<ul style="list-style-type: none"> 平時より近隣市町村と協議の機会を設け、円滑な運搬について調整する。 被災リスクの大小がある市町村間で意見交換が必要では。 市町村から振興局への積極的な相談、振興局から市町村への声掛けも必要。 広域で顔合わせできる場があればノウハウのない市町村も検討が進みやすいのでは。 自治体職員の応援、仮置場への応援要員に対して、支援してほしいことを明確化する。 道、振興局の協定締結に関する情報が入れば具体的な話がしやすいのでは。
意識向上・教育	<ul style="list-style-type: none"> 連携のメリットを学ぶと締結が進むのでは。 簡易的な災害ケースを想定して、かかわる自治体、民間事業者、振興局で訓練をしたら良いのでは。 机上訓練(図上演習)を実施し、必要事項を考えることが重要では。

支援-受援の体制の考え方について 受援体制の構築

- 災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うためには、多くの人的・物的資源が必要となる。
- 不足する場合には、他都道府県や市区町村、収集運搬支援団体から支援を受けて確保すること(受援)が必要となり、技術的知見を教示してもらうため、学識経験者の受入も必要となる場合もある。
- 受け入れる前から様々な事前準備(受援体制の構築)を行う必要がある。

受援に向けて被災自治体が事前に準備、及び受援時に実施する事項※

1. 平時からの支援要請ルートを検討
2. 受援に当たって留意すべき事項
3. 受援体制構築の基本的な流れ
4. 事前に準備すべき事項、配慮すべき事項
5. 受援体制の検討時期

※発災初期(場合によっては中長期)に支援者(都道府県や市区町村職員、学識経験者、収集運搬支援団体)を受け入れることを想定。

災害廃棄物処理事業発注後の民間事業者からの支援は想定していない。

支援-受援の体制の考え方について 受援体制の構築の検討

- 被災市町村は、自身の被災の程度を踏まえ、受援体制の構築を検討する。

参考_近畿地方環境事務所)被災(受援)市町村の支援必要性判断の要件

①生活ごみの収集運搬、処理体制が構築できない場合

- 収集運搬車両や収集運搬人員の被災、廃棄物処理施設やし尿処理施設の被災(稼働停止)、道路や橋梁の被災などにより、平時の生活ごみの収集運搬体制が確保できない場合は、支援要請が必要

②災害時の片付けごみ収集運搬体制の構築、職員確保が不十分な場合

- 小規模市町村ほど収集運搬委託化が進み体制構築が困難
- 平時とは異なる災害対応業務が増大し職員が不足(土木積算、外注管理、災害査定等、平時には対応しない業務の実務者不足)

③災害廃棄物の発生量見込みが、被災市町村の平時の年間処理量の数倍以上になる場合

- 例えば、熊本地震では、熊本市(人口74万人)は平時の年間処理量の6倍、益城町(人口3.4万人)は28倍、西原村(人口5.8千人)で47倍の災害廃棄物が発生

支援-受援の体制の考え方について 受援体制の構築

受援に向けて被災自治体が事前に準備、及び受援時に実施する事項

1. 平時からの支援要請ルートの検討

- 災害時に円滑・迅速な支援要請を行うことができるよう、自治体は要請可能なルートやその支援内容を把握・整理し、想定される災害の規模も踏まえた上で、優先する支援要請ルート等をあらかじめ検討しておくことが必要である。
- 各自治体で災害時受援計画が策定されている場合には、それと整合を図ったものとする必要がある。

【さまざまな支援要請ルート】

- 市区町村が個別の民間事業者と締結している協定に基づくルート
- 都道府県と産業廃棄物協会等が締結している協定に基づくルート
- 地域ブロックにおける災害廃棄物対策行動計画に基づくルート 等

【その他】

- 自治体間で締結している包括支援協定
- 初動・応急期において「被災市区町村応援職員確保システム」(総務省)
- 復旧・復興期において、全国知事会・全国市長会・全国町村会等を介した地方自治法に基づくルート

支援-受援の体制の考え方について 受援体制の構築

受援に向けて被災自治体が事前に準備、及び受援時に実施する事項

2. 受援に当たって留意すべき事項

- 支援者の中で災害廃棄物対応のスケジュールの認識に差異があると、支援のマッチングが上手くいかなかったり、処理スケジュールが遅れる事態が想定される。
- 被災自治体は他都道府県や市区町村、収集運搬支援団体、学識経験者等の支援者との情報共有を意識して行う必要がある。
- 支援はさまざまな内容が想定されるが、支援者を受け入れるための準備を依頼することも支援内容の1つとして考えられる。

支援-受援の体制の考え方について 受援体制の構築

受援に向けて被災自治体が事前に準備、及び受援時に実施する事項

3. 受援体制構築の基本的な流れ

□ 支援が想定される主な支援要請事項

支援要請事項	概要
生活ごみや避難所ごみ、し尿、片付けごみの収集運搬に係る人的・物的支援	ごみやし尿の収集運搬に必要な人員や収集車・運搬車等の機材の支援を要請する。
災害廃棄物の仮置場の管理・運営に係る人的・物的支援	仮置場の管理・運営に必要な人員、場合によっては重機等の機材の支援を要請する。
災害廃棄物処理に係る事務支援 (実行計画の策定や補助金事務等)	過去の災害において実際に災害廃棄物処理の経験や支援経験を有する自治体職員や専門家による支援を要請する。

□ 受援体制構築の基本的な流れ

- ① 支援要請が必要な事項及び期間の整理
- ② 災害対策本部への報告※災害対策本部に受援班が設置されている場合は受援班への報告
- ③ 支援の要請
- ④ 受入れ体制の構築
- ⑤ 支援者との情報共有
- ⑥ 継続的な支援の必要性の検討

支援-受援の体制の考え方について 受援体制の構築

受援に向けて被災自治体が事前に準備、及び受援時に実施する事項

3. 受援体制構築の基本的な流れ

① 支援要請が必要な事項及び期間の整理

- 被災自治体の廃棄物部局の職員は、支援者への要望を可能な限りとりまとめる。
(何／誰を、いつまで、どのくらいの数／量、支援が必要か)
- 被災自治体の廃棄物部局の職員は、要望と現在の受入れ状況から支援の過不足を整理した上で、支援が必要な量と期間を決定し、支援要請書を作成する。
- 被災自治体だけでは要望をとりまとめるのが困難な場合には、支援先から派遣されてくる先遣隊と調整・協議して要望をとりまとめる。

② 災害対策本部への報告 ※災害対策本部に受援班が設置されている場合は受援班への報告

- 被災自治体の廃棄物部局の職員は、上記①でとりまとめた結果を、災害対策本部（または受援班/担当）に報告する。

③ 支援の要請

- 被災自治体の廃棄物部局の職員は、平時にあらかじめ検討した支援要請手順を元に、災害の規模や被害状況を踏まえて支援要請を行う。
- 支援要請の内容は、都道府県や地方環境事務所とも共有する。

支援-受援の体制の考え方について 受援体制の構築

受援に向けて被災自治体が事前に準備、及び受援時に実施する事項

3. 受援体制構築の基本的な流れ

④受入れ体制の構築

- 被災自治体の廃棄物部局の職員は、庁内職員と支援者の業務分担等を具体化しておく等、受援の計画を作成する。
- 被災自治体の廃棄物部局の職員は、支援者の執務環境(デスクやパソコン等)を準備する。被災自治体職員のすぐそばに配置し、被災自治体職員がすぐ相談できる環境を整える。
- 支援者の待機場所、定例ミーティングを開催できる環境を提供する。(困難な場合もあるが、可能な限り検討する。)
- 学識経験者等の自治体職員以外の支援者が庁内に自由に出入りできるよう、災害対策本部の受援班と情報共有し、身分証明書を準備する。

⑤支援者との情報共有

- 支援者との調整会議を定期的(できれば毎日)に開催し、役割分担、作業内容及び進捗状況等を確認する。
- 支援者にとっては不慣れな被災地で対応することになるため、定例会議等を通じて日々の活動状況やローテーションの状況を確認しつつ、メンタルヘルス等へ配慮する。

支援-受援の体制の考え方について 受援体制の構築

受援に向けて被災自治体が事前に準備、及び受援時に実施する事項

3. 受援体制構築の基本的な流れ

⑥ 継続的な支援の必要性の検討

- 業務の実施状況や収集運搬・処理の状況、仮置場の状況を踏まえ、今後、必要な業務内容を整理する。引き続き支援が必要な場合には、常駐支援の継続または電話や電子メール等による支援に切り替えるか支援者と協議する。
- 引き続き常駐支援が必要だが支援者の継続支援が困難な場合には、今後、発生しうる課題を聞き取り、支援者と協議して対応策を検討しておく。それでも支援が必要な場合には都道府県や地方環境事務所へ支援要請する。



環境省支援チーム及びD.Waste-Netに準備された会議室の状況
(平成29年7月九州北部豪雨における福岡県朝倉市の事例)



仮置場における収集運搬車両の待機状況

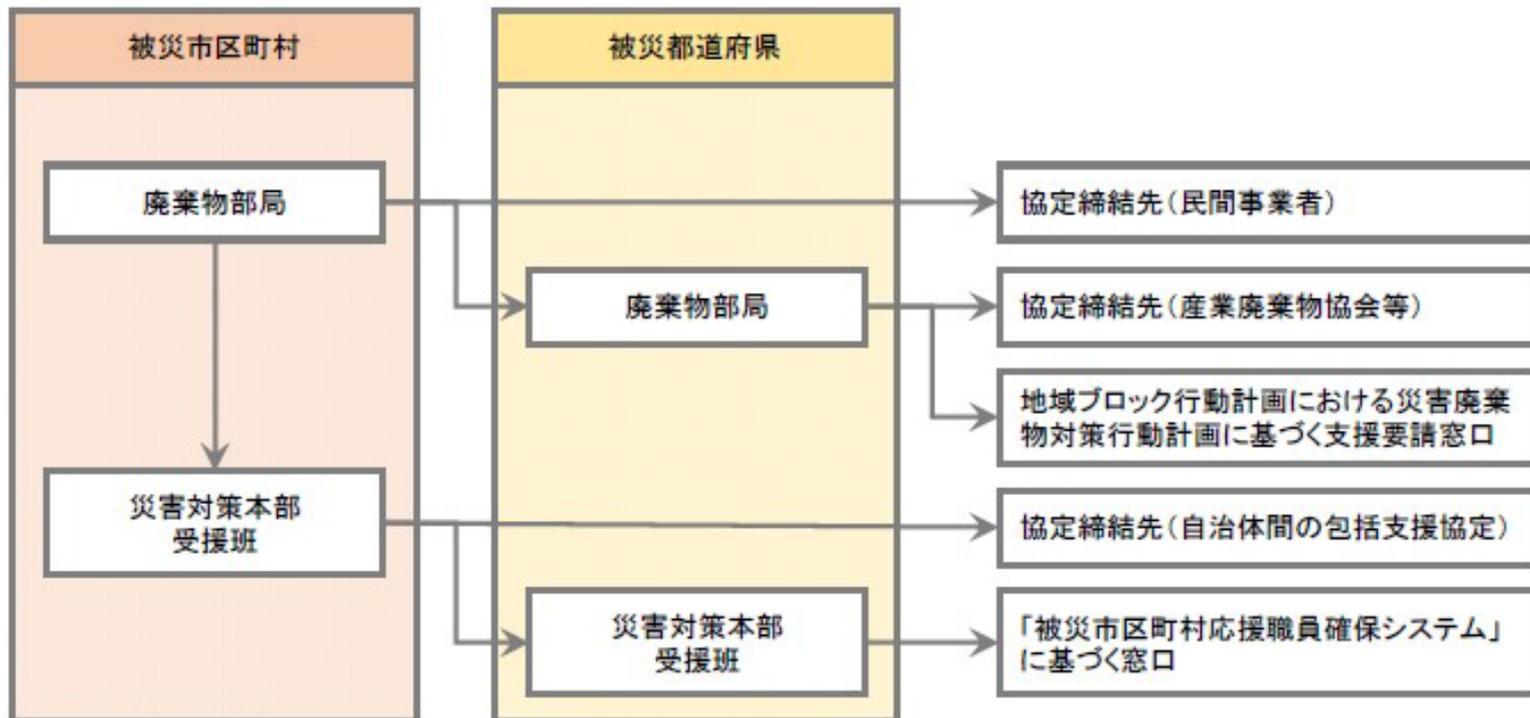
支援-受援の体制の考え方について 受援体制の構築

受援に向けて被災自治体が事前に準備、及び受援時に実施する事項

3. 受援体制構築の基本的な流れ

□ 支援要請の流れ(例)

被災市町村内の廃棄物部局から、自自治体内の災害対策本部、被災都道府県の廃棄物部局、民間事業者等の協定締結先へ支援要請を行う(一例)。



※地域ブロック行動計画における災害廃棄物対策行動計画に基づく支援要請窓口は、地域ブロック毎に異なることから、地域ブロック行動計画を確認することが必要。

支援-受援の体制の考え方について 受援体制の構築

受援に向けて被災自治体が事前に準備、及び受援時に実施する事項 4. 事前に準備すべき事項、配慮すべき事項

□ 支援者を受け入れる場合の準備

項目	準備内容
スペースの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・支援者が執務できるスペースや、活動拠点における作業スペース、待機・休憩スペースを可能な限り提供する。 ・可能な範囲で、支援側の駐車スペースを確保する。
資機材等の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・執務を行う上で必要な文具や、活動を行う上で必要な資機材を可能な範囲で提供する。
執務環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・執務できる環境として、可能な範囲で机、椅子、電話、インターネット回線等を用意する。
宿泊場所に関するあっせん等	<ul style="list-style-type: none"> ・支援者の宿泊場所の確保については、支援側での対応を基本とするが、紹介程度は行う。また、必要に応じてあっせんする。 ・被害状況によってホテル等の確保が困難な場合は、避難所となっていない公共施設や庁舎等の会議室、避難所の片隅等のスペースの提供を検討する。 ・就寝のための布団等を準備する。 ・長期的な支援を受ける場合には、支援者のための住まいを確保することも検討する。(東日本大震災では、支援者のために仮設住宅を確保した事例もある。)

支援-受援の体制の考え方について 受援体制の構築

受援に向けて被災自治体が事前に準備、及び受援時に実施する事項 4. 事前に準備すべき事項、配慮すべき事項

□ 収集運搬支援を受ける場合の準備

項目	準備内容
収集運搬計画の立案	<ul style="list-style-type: none"> ・支援先から派遣されてくる先遣隊と調整・協議して収集運搬計画を立案し、迅速に行動できるよう準備しておく。 ・災害廃棄物の集積所や仮置場等が分かる地図、及び道路の被害状況等の情報を整理しておく。 ・高齢者や障害者等の災害弱者の情報を整理しておく。 ・応援車両の燃料を優先確保できるスタンド等を把握しておく。 ・「緊急車両」の表示幕を準備しておく。
スペースの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・応援車両の駐車スペースを確保する。
宿泊場所に関するあっせん等	<ul style="list-style-type: none"> ・支援者の宿泊場所の確保については、支援側での対応を基本するが、紹介程度は行う。また、必要に応じてあっせんする。 ・被害状況によってホテル等の確保が困難な場合は、避難所となっていない公共施設や庁舎等の会議室、避難所の片隅等のスペースの提供を検討する。 ・就寝のための布団等を準備する。 ・応援車両の駐車スペースを確保する。
後発部隊への引継	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が後発部隊に引き継がれる場合には、要望事項や注意事項を後発部隊にも引き継ぐ。(※先発部隊に対して後発部隊への引継を要望しておくことも可)

支援-受援の体制の考え方について 受援体制の構築

受援に向けて被災自治体が事前に準備、及び受援時に実施する事項

5. 受援体制の検討時期

□ 受援体制の検討時期(例)

項目	経過時間		
	初動期	応急対応(前半)	応急対応(後半)
①生活ごみや避難所ごみ、し尿、片付けごみの収集に係る人的・物的支援		▶
②災害廃棄物の仮置場の管理・運営に係る人的・物的支援		▶
③災害廃棄物処理に係る事務支援(実行計画の策定や補助金事務等)			▶

支援-受援の体制の考え方について 受援体制の構築

受援に向けて被災自治体が事前に準備、及び受援時に実施する事項

5. 受援体制の検討時期

①生活ごみや避難所ごみ、し尿、片付けごみの収集に係る人的・物的支援

- 生活ごみや避難所ごみ、し尿の収集運搬、処理に人的・物的支援が必要な場合には、発災直後から受援体制を構築し、支援を受け入れることが必要。
- 地震の場合の片付けごみは、余震が収束して住民が避難所から自宅に戻れる頃から本格的に排出される。
- 水害の場合の片付けごみは、発災直後から排出されるため時間的な猶予が無い。

②災害廃棄物の仮置場の管理・運営に係る人的・物的支援

- 被災市区町村は片付けごみを一時集積するために仮置場を設置することが必要となる。

③災害廃棄物処理に係る事務支援(実行計画の策定や補助金事務等)

- 発災直後は生活ごみや避難所ごみ、し尿、片付けごみへの対応が主となり、「災害廃棄物処理実行計画」の策定等の事務作業は、被害状況や被害規模が明らかとなった時点で検討を開始することになる。
- 「災害廃棄物処理実行計画」を発災1～2ヵ月後に公表することを目標とすると、応急対応の前半では受援体制を構築し、支援を受け入れることが急務となる。

支援-受援の体制の考え方について 支援に必要な視点

①被災地では被災者の目線にたった検討・対応を行う

- 被災現場は混乱中、業務増大で疲労(特に課長クラス)している。
- 同じ目線に立って相談に乗る態度が必要である。
- やらなければならないことを指導するだけでなく、業務量を減らすための支援スキームを検討する必要がある。

②被災市町村・被災府県が主体的に活動出来るように支援

- 指示系統の二重化を避け、助言は行っても被災市町村の意思決定を尊重する。

③支援活動内容や時期を常に考える

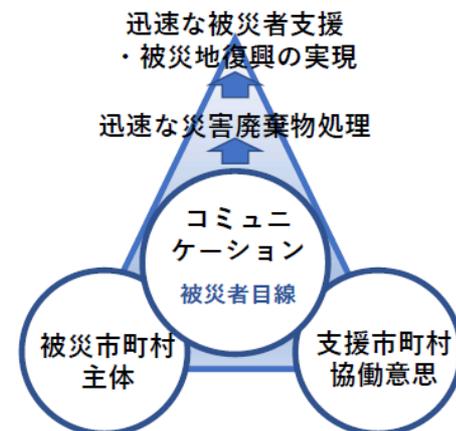
- 支援要請(受援の確認)が出来ていない場合でも、支援側は準備を進めることが望ましい。支援内容に応じた支援が必要な時期を逸すと、支援のミスマッチにつながる。

④共感・受容・寄り添う姿勢と言葉でコミュニケーション

- 支援実績などから、被災市町村に対して上から目線の助言は逆効果になり易い。
- 無理のない範囲で朝、夕(夜)に情報共有会議の開催を提案し、情報共有と活動方針を確認することで、コミュニケーションを図る。

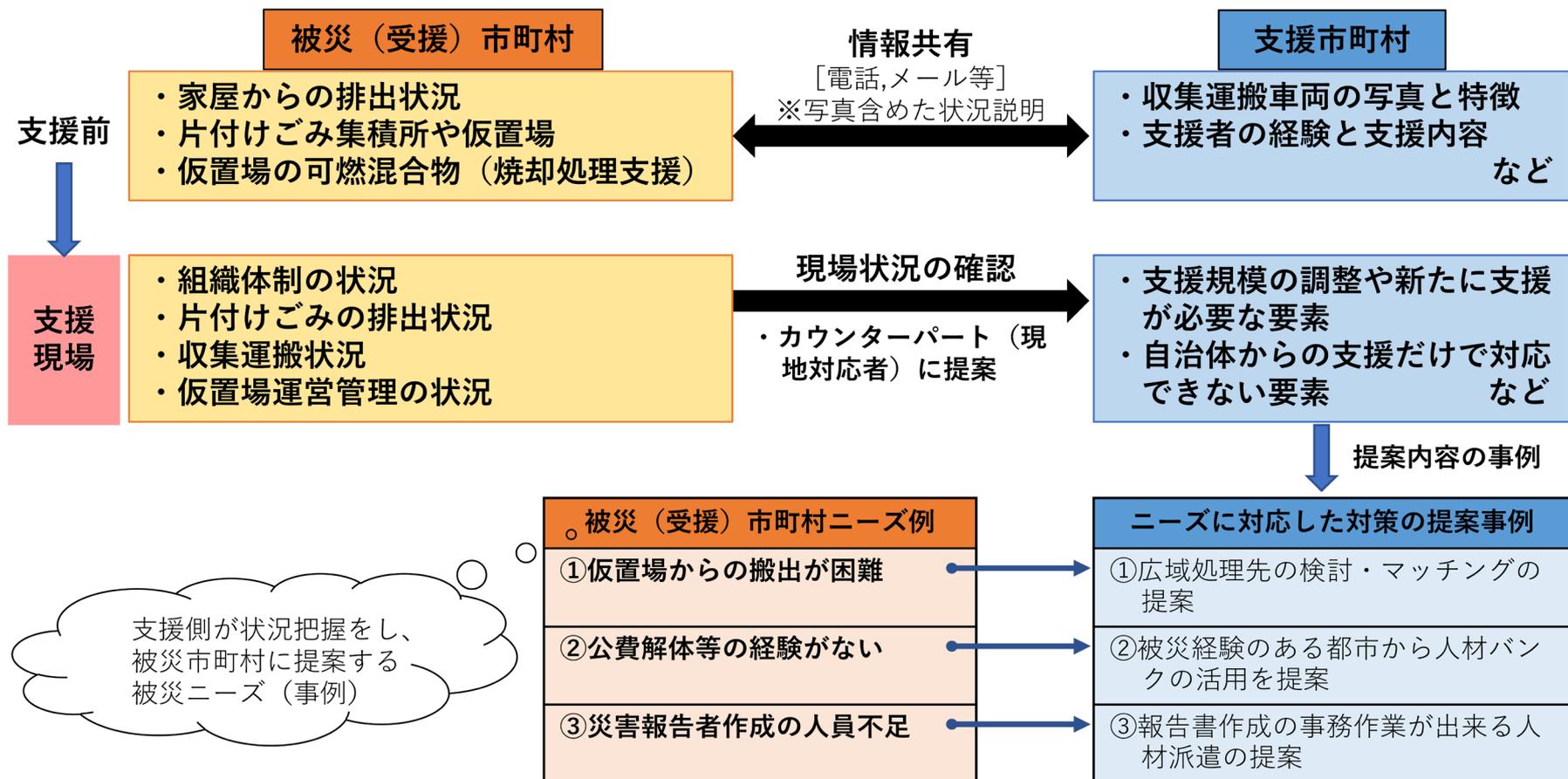
⑤被災地支援は観光ではない

- 発災直後の支援のついでに観光をするのは気が引けるし、避けるべきである。一方、復興キャンペーンがスタートする時期の訪問は復興支援になり望ましい。



支援-受援の体制の考え方について 支援ニーズの把握

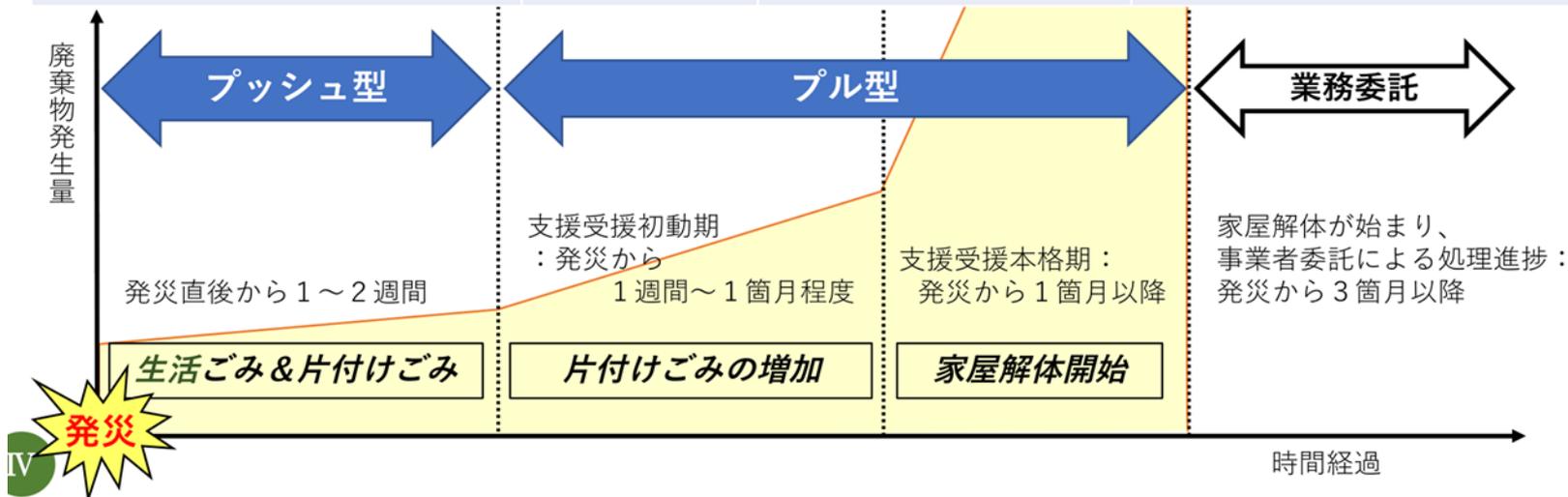
- 支援市町村は、ミスマッチが起こらないように、支援前に被災（受援）市町村の担当者と十分なコミュニケーションを図り、必要な情報（現場の写真等）を共有し、必要な機材、人員を調整する。



支援-受援の体制の考え方について 支援の方法

- 支援の方法には、プッシュ型とプル型の2種類がある。
- メリット・デメリットを踏まえ、場面・時期を考慮して方法を選定する必要がある。

支援の方法	場面・時期	メリット	デメリット
プッシュ型支援 「要請を待たずに支援体制の構築のための人材・物資の供給をはじめする方法」	被災直後の混乱期の対応	迅速に被災地域への支援を行うことで、生活環境の悪化を防止し、迅速な処理が進む。	被災者の要求やニーズを把握しないで送るため、支援・受援のミスマッチが生じる
プル型支援 「支援のニーズ情報をしっかりと捉えられた被災地へ、要請内容に応じて人材・物資を供給する方法」	被災側の要求・ニーズが整う時期での対応	要求やニーズを把握してから支援対応するため、支援・受援のミスマッチを防ぎ、効率的な処理が進む。	被災後の混乱の中、被災側で要求やニーズを集約することが困難であり、支援までに時間がかかる。



参考) 支援の実施の検討

近畿ブロックにおける、支援が可能な市町村の支援判断の要件

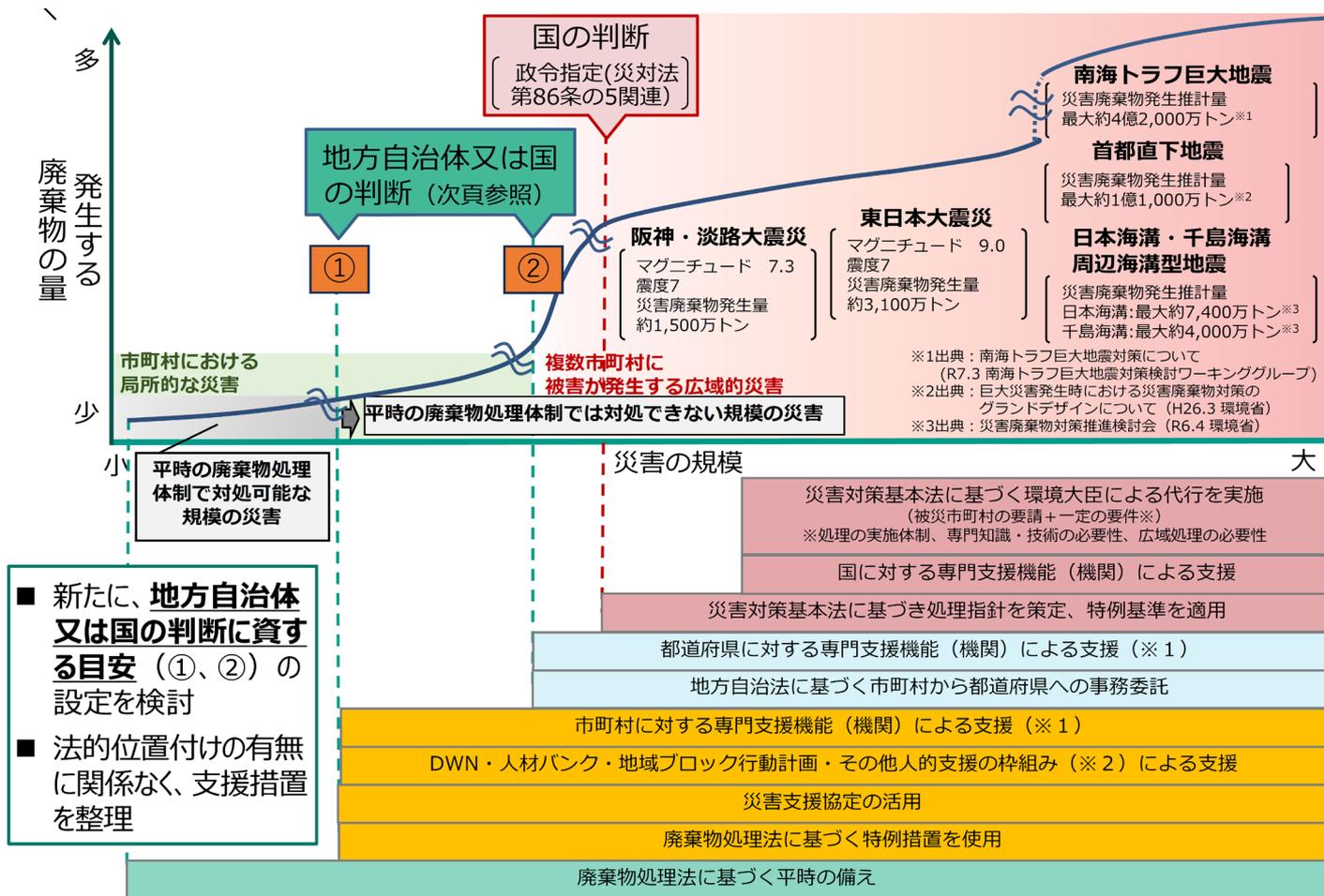
- ①市町村が被災(軽微な被災)しておらず支援が可能
- ②人材バンクに登録した災害廃棄物処理支援員や経験者を中心に派遣可能な人材がいる
- ③収集運搬、仮置場運営管理等に必要な人員機材の派遣が可能
- ④生活ごみや可燃混合物及びし尿の受け入れ可能な施設がある

近畿ブロックにおける、被災府県及び地方環境事務所の支援判断要件

- ①被災(受援)市町村又は被災府県から支援要請があった場合
- ②被災(受援)市町村から支援要請がない場合でも、下記の状態が明らかな場合
 - 単独の府県内において多数の自治体で被害が発生した場合
 - 被災(受援)市町村の災害廃棄物対応の組織体制が脆弱である場合
 - 災害廃棄物の発生量見込みが数万トン以上(当該自治体の平常時の年間処理量の数倍以上)となる規模の災害であった場合
 - 府県及び地方環境事務所が現地確認を行い、支援が必要と判断した場合(例:無管理集積所等の発生時など)

参考) 平時の廃棄物処理体制では対処できない規模の災害の判断の目安

- 支援の必要性の判断に関して、法に基づく適用措置のほか新たに地方自治体または国の判断に資する目安の設定を検討している。



※1 災害の規模・種類や被災自治体の規模・体制に応じて、市町村ではなく、都道府県に対する専門支援機能(機関)による支援を実施

※2 環境省所管以外の支援制度・枠組みを指す(例: 中長期職員派遣制度(総務省)、地方三団体や都道府県からの応援)

参考) 平時の廃棄物処理体制では対処できない規模の災害の判断の目安

- 支援の必要性の判断に関して、法に基づく適用措置のほか新たに地方自治体または国の判断に資する目安の設定を検討している。

- 平時の廃棄物処理体制では対処できず、**支援要請を行うかどうかの判断の目安を設定**し市町村へ示す。また、**これは国のプッシュ型支援の判断目安にもなる**。
 - 【①】市町村における局所的な災害の場合
 - ⇒ **災害支援協定の活用やDWN・人材バンク・専門支援機関の支援要請**を行うか
 - 【②】複数市町村に被害が発生する広域的災害の場合
 - ⇒ (市町村) **事務委託の要請**を行うか、(都道府県) **専門支援機関等の支援要請**を行うか
- **廃棄物処理従事職員数(平時・災害時)や、被災状況(被害棟数、災害廃棄物発生量、廃棄物処理施設の被災)**等から、目安となる定量的な指標の設定を検討する。

【指標の設定に関するWG委員からのご意見】

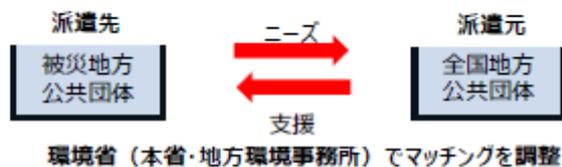
- 目的変数のイメージとして、**想定する支援の内容を幾つかの分類をした上で、状況に応じた支援要請内容の実績データを集めることができれば、統計的に整理できる**のではないかと。また、統計的に分類の精度を高めるのであれば、ロジスティック回帰分析などを用いる手法も考えられるのではないかと。
- 「廃棄物担当の行政職員一人当たり」の廃棄物量**で比較検討すると、自治体の逼迫度合い、大変さがより実態に即して見えるのではないかと。
- 地震と水害では災害廃棄物の性質が異なるため、事務委託の判断基準値も、**災害の種類によって分ける必要がある**のではないかと。
- 数値的指標を根拠に持つことは重要だが、**一つの指標だけでなく複数の指標を組み合わせることも考えるべきである**。そうした指標を平時から自治体が把握し、県などと共有した上で、発災時にどう活用するのかというプロセスまで設計しておくことで、この検討が実際に生きてくるのではないかと。
- 発災初期に災害廃棄物量を算出するのは困難**であり、その数値を待っていては対応が遅れてしまう。人口が少ない自治体は、災害が発生したら速やかに県などに相談できるような関係づくりや窓口を整備することも重要ではないかと。

参考)国が行う自治体職員の応援派遣制度について

- 災害廃棄物処理に関する支援に関して、いくつかの応援派遣制度の活用実績がある。

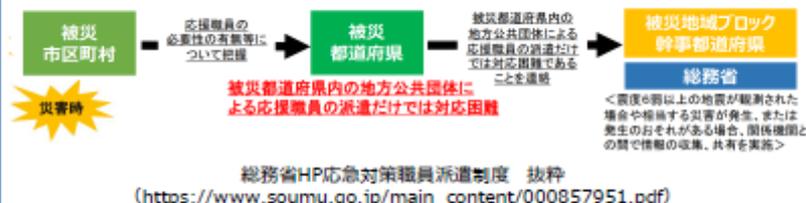
応援職員短期派遣（環境省）

- 地域ブロック協議会が策定する大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画（地域ブロック行動計画）に基づく他自治体職員の派遣制度。
- 派遣期間は概ね1週間程度で、災害廃棄物に係る専門知識は求めない。
- 令和6年能登半島地震においては、市町村公費解体申請窓口における受付事務等を担当。



応急対策職員派遣制度（総務省）

- 発災直後の災害応急業務を担う総括支援チーム（災害マネジメント支援）と対口支援チーム（避難所運営・罹災証明書の交付等のマンパワー支援）として、他自治体職員を派遣する制度。全国知事会、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会と連携して派遣する。
- 派遣期間は概ね1週間程度。

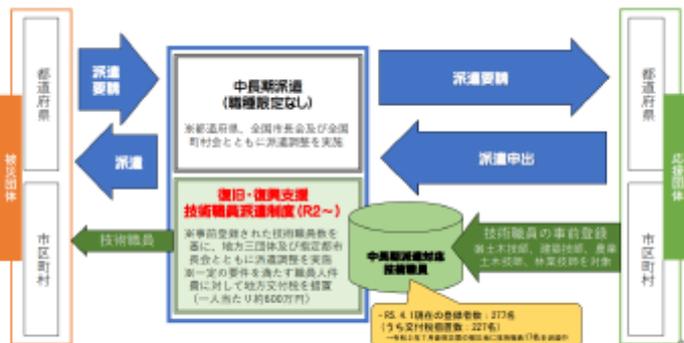


人材バンク（環境省）

- 災害廃棄物処理を経験し、知見を有する地方公共団体の人材を、「災害廃棄物処理支援員」として登録し、被災地方公共団体の災害廃棄物処理に関するマネジメント支援を行う他自治体職員の派遣制度。
- 派遣期間は1週間～最大2か月程度。
- 令和7年8月時点で登録者370名。仮置場の管理・運営や災害廃棄物処理の実行計画策定、損壊家屋の解体、災害報告書の策定など幅広く災害廃棄物処理について専門的な支援を行う。

中長期派遣（総務省）

- 復旧・復興業務を担う技術職、一般事務職を長期にわたって派遣する制度。全国知事会、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会と連携して派遣する。
- 派遣期間は通常1年単位。
- 上記制度とは別に、都道府県等が技術職員を確保し、平時に技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時に復旧・復興事業に従事する技術職員を中長期派遣するため、令和2年度から創設された「復旧・復興支援技術職員派遣制度(R2～)」もある。
- 令和6年能登半島地震では、公費解体に係る工事監理業務を担う技術職が派遣されたり、公費解体業務の各種調整、進捗管理等を担う事務職が派遣された例があった。



参考) 災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)について

環境省が災害廃棄物処理を経験し知見を有する地方公共団体の人材を「災害廃棄物処理支援員」として登録し、平時の廃棄物処理体制では対処できない規模の災害が発生した時に、被災地方公共団体に災害廃棄物処理に関するマネジメントの支援を行うことを目的とした制度

災害廃棄物処理支援員による活動内容(想定される活動事例)

①災害廃棄物処理の方針にかかる助言・調整

- 災害廃棄物処理に必要な体制の整備に向けた情報を提供する。業務内容や業務量、費用等について助言する。
- 地方公共団体の自己の処理能力を超える量の災害廃棄物が発生した場合に、処理先の提案や必要な手続きに関する情報を提供する。

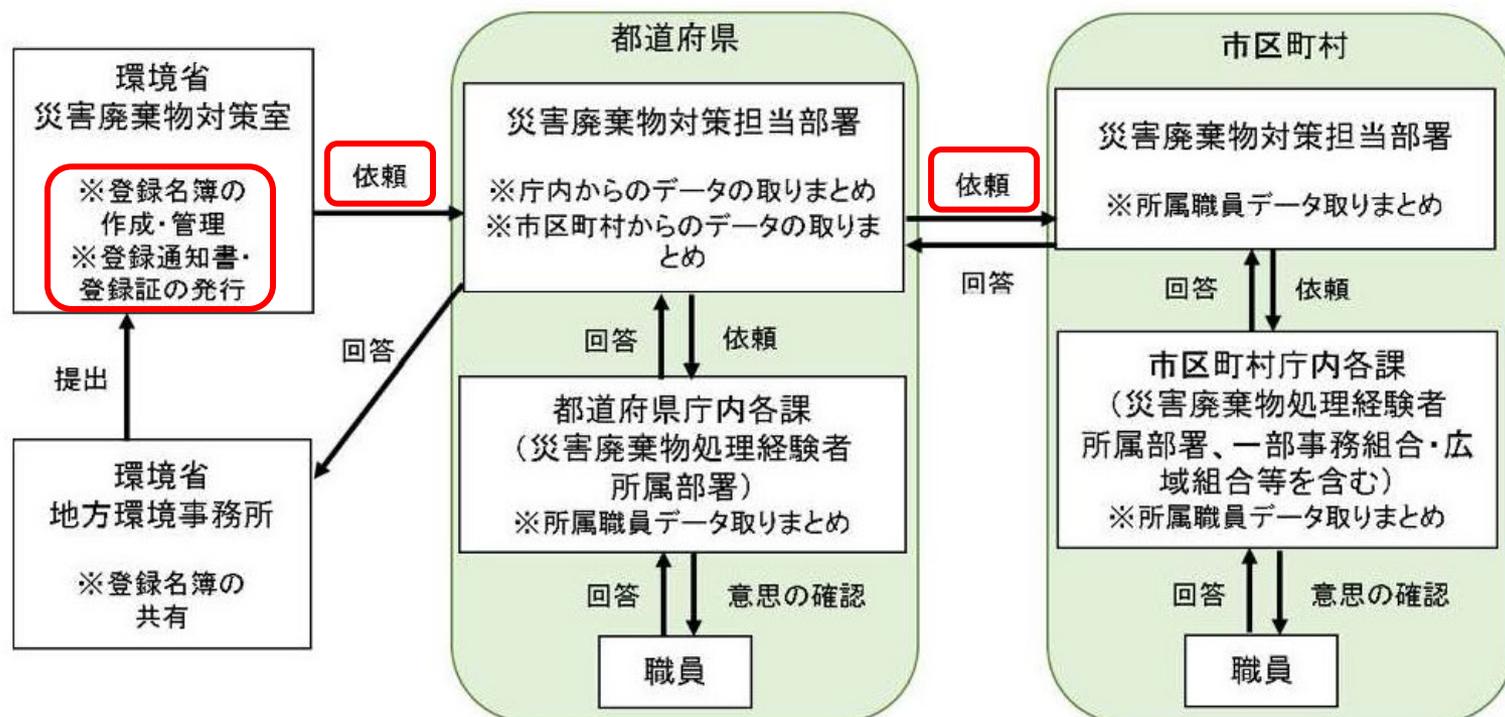
②災害廃棄物処理の個別課題の対応にかかる助言・調整

- 災害廃棄物発生状況の把握や仮置場管理について、過去の経験に基づく情報提供等のアドバイス。
- 災害廃棄物等の分別の区分、住民やボランティアへの広報に関するツールの提供等のアドバイス。
- 収集運搬支援団体への業務の指示やスケジュール管理等の支援。
- 損壊家屋の解体撤去のスキームや留意点、必要となる書類の作成に関するアドバイス。

参考) 災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)について

□ 災害廃棄物処理支援員の登録の流れ

- 環境省は毎年、災害廃棄物処理支援員の推薦について、全国の地方公共団体へ依頼する。
- 地方公共団体の推薦を受けた職員を災害廃棄物処理支援員として登録、名簿を作成する。
- 環境省で作成した名簿は、都道府県とも共有する。

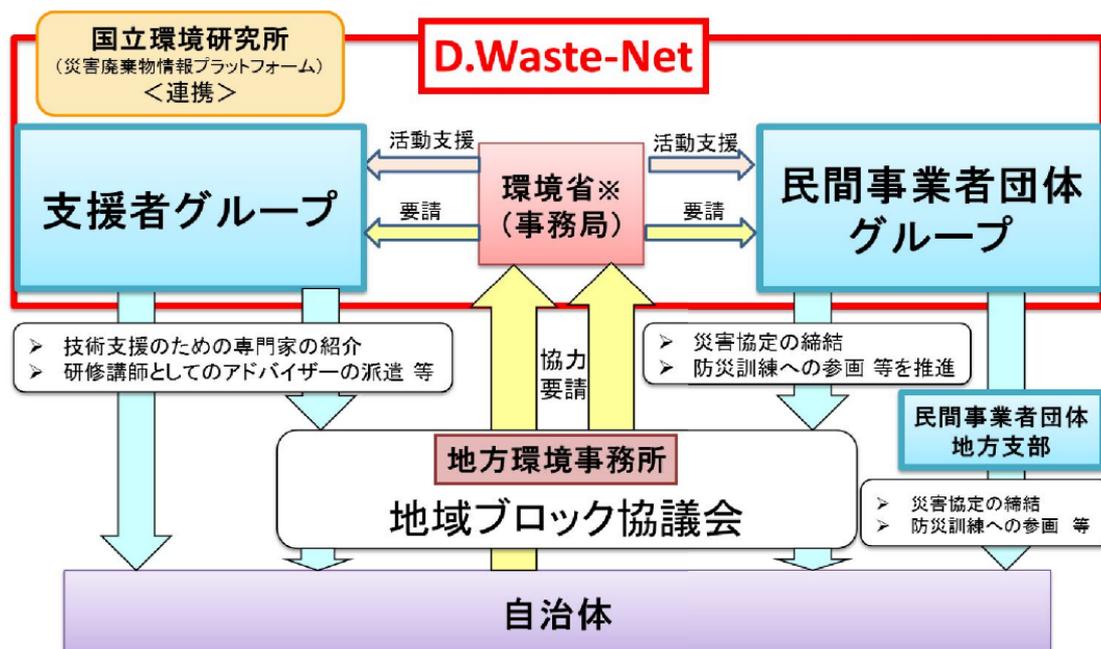


参考) D.Waste-Net(災害廃棄物処理支援ネットワーク)の活用

□ D.Waste-Net(災害廃棄物処理支援ネットワーク)について

- 災害廃棄物対策に係る知見・技術を有効に活用し、国、自治体、事業者の災害対応力向上につなげるため、平成27年9月16日に環境省を主体としてD.Waste-Net(災害廃棄物処理支援ネットワーク)が発足した。D.Waste-Netは、平時に自治体による災害廃棄物処理計画の策定や人材育成、防災訓練等を支援する。また、発災後は災害情報及び被害情報の収集・分析を行い、自治体等における適正かつ円滑な災害廃棄物処理を支援する。

※北海道ブロックでは、北海道地方環境事務所が中心になって災害時に応援が必要となる事項を整理し、発災後協力を要請する。

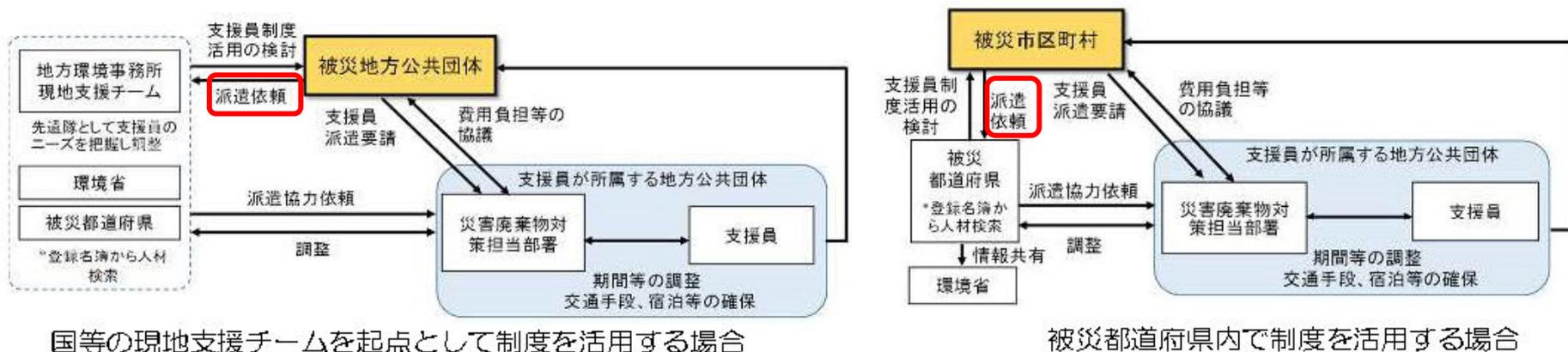


※発災時には、環境省や地方環境事務所を通じた自治体からの要請に対して、その役割に応じた支援を行うことが想定される。

参考) 災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)について

□ 災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)の活用の流れ

- 被災地方公共団体から派遣依頼の要請を受け、環境省現地支援チームが派遣の必要性について、被災地方公共団体と検討し、都道府県、環境省において、災害廃棄物処理支援員のマッチングを行う。
- 都道府県が、所管地域内の被災市区町村と災害廃棄物処理支援員の派遣の調整を行うことも可能。



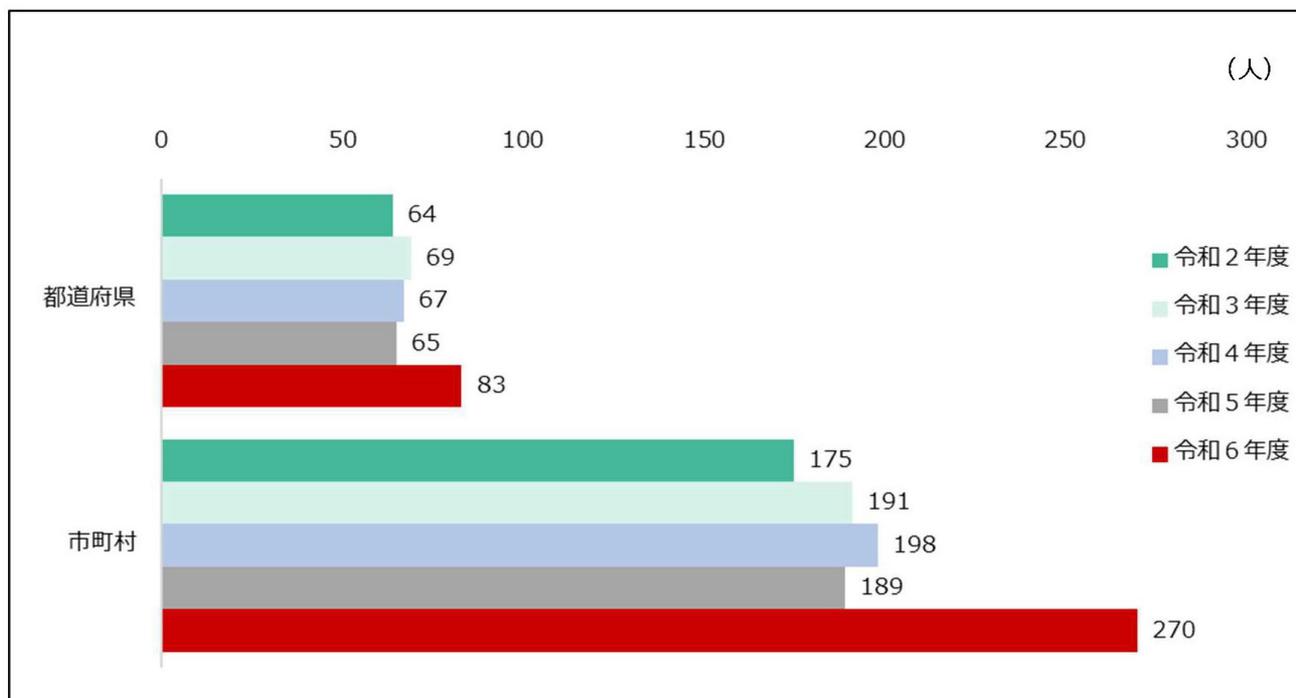
【災害廃棄物処理支援員に対するサポート(研修・訓練)】

- 災害廃棄物処理支援員として登録された職員は、毎年、災害廃棄物処理に関わる法制度や、国や民間事業者の取り組み等の最新動向を学ぶ研修を受講する。
- 全国の災害廃棄物処理支援員が集まり、支援の実績や課題及び今後の対応について共有する。机上訓練等にも参加し、災害廃棄物処理に関する能力を向上を図る。

参考) 災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)について

□ 災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)の登録状況

- 令和5年度当初の支援員の登録数は、都道府県・市町村ともに令和4年度より減少していた。能登半島地震の発災後、環境省から働きかけを行い、令和6年12月末時点では計353名に増加した。
- 災害時に被災自治体のニーズに応じた支援を迅速に行えるよう、引き続き支援員の質・量の確保が重要である。



人材バンク支援員登録数の推移

参考) 災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)について

□ 令和6年能登半島地震における災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)の活動実績

環境省の主な取組



- | | |
|----------------|---|
| 1月1日
(発災当日) | <ul style="list-style-type: none"> 環境省非常災害対策本部を設置 各地方環境事務所に被害情報の収集を指示 仮置場の確保や補助制度等に関する事務連絡を发出 |
| 2日 | <ul style="list-style-type: none"> 本省職員(指定職級・管理職級)を政府現地災害対策本部(石川県)に派遣 中部地方環境事務所職員を石川県に派遣 関東地方環境事務所職員を新潟県に派遣 |
| 3日 | <ul style="list-style-type: none"> 中部地方環境事務所職員を富山県に派遣 |
| 4日 | <ul style="list-style-type: none"> 本省及び全国の地方環境事務所職員を石川県に順次派遣 |
| 5日 | <ul style="list-style-type: none"> 石川県珠洲市、輪島市、志賀町、能登町、穴水町への常駐支援開始 D.Waste-Net(全国都市清掃会議)による収集支援開始 人材バンク支援員の派遣開始 |
| 6日 | <ul style="list-style-type: none"> D.Waste-Net(持続可能社会推進コンサルタント協会)の専門家派遣開始 |
| 7日 | <ul style="list-style-type: none"> D.Waste-Net(におい・かおり環境協会)による専門家派遣開始【1/10まで】 |
| 8日 | <ul style="list-style-type: none"> 石川県七尾市への常駐支援開始 |
| 9日 | <ul style="list-style-type: none"> D.Waste-Net(日本環境衛生センター)による専門家派遣開始【3/2まで】 |
| 11日 | <ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理事業費補助金の対象拡充(半壊家屋の解体を追加)等に関する事務連絡を发出 |
| 13日 | <ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物中部ブロック広域連携計画による他自治体職員の派遣開始 |
| 22日 | <ul style="list-style-type: none"> D.Waste-Net(全国清掃事業連合会)による収集支援開始【2/17まで】 |

支援員91名、補佐職員78名が
被災自治体(2県14自治体)に
派遣された

(令和7年5月9日現在)

参考) D.Waste-Net(災害廃棄物処理支援ネットワーク)の活用

□ D.Waste-Netの活動実績

災害名	活動内容
平成28年熊本地震 (平成28年4月)	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場の確保や分別、廃棄物からの悪臭・害虫発生防止対策、火災発生防止対策等について技術支援を実施 ・廃棄物の収集を支援するため、ごみ収集車や技術者を派遣 ・仮置場の巡回訪問及び技術的助言 廃棄物の発生量の推計支援等、処理実行計画の策定を支援 ・セメント工場での受入れ条件の作成 ・自治体へのコンテナ輸送に関する技術的助言 ・災害廃棄物の広域処理の意向調査 等
鳥取県中部地震(平成28年10月)	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場の確保や分別等について技術支援を実施 等
平成29年7月九州北部豪雨	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場の確保や分別、廃棄物からの悪臭・害虫発生防止対策、火災発生防止対策等について技術支援を実施 ・仮置場の巡回訪問及び技術的助言 ・廃棄物の収集を支援するため、ごみ収集車や技術者を派遣
平成30年大阪府北部地震 7月豪雨北海道胆振東部地震 (平成30年6月、7月、9月)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理に係る技術的支援、相談窓口の設置 ・災害廃棄物の収集運搬に係る支援、悪臭・害虫対策の実施 ・広域処理等による支援 ・廃棄物処理施設の復旧 等
令和3年8月豪雨 令和4年8月大雨 令和4年台風15号	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理に係る技術的支援 等

参考) D.Waste-Net(災害廃棄物処理支援ネットワーク)の活用

□ 令和6年能登半島地震におけるD.Waste-Netの活動実績

環境省の主な取組



1月1日 (発災当日)	<ul style="list-style-type: none"> 環境省非常災害対策本部を設置 各地方環境事務所に被害情報の収集を指示 仮置場の確保や補助制度等に関する事務連絡を発出
2日	<ul style="list-style-type: none"> 本省職員(指定職級・管理職級)を政府現地災害対策本部(石川県)に派遣 中部地方環境事務所職員を石川県に派遣 関東地方環境事務所職員を新潟県に派遣
3日	<ul style="list-style-type: none"> 中部地方環境事務所職員を富山県に派遣
4日	<ul style="list-style-type: none"> 本省及び全国の地方環境事務所職員を石川県に順次派遣
5日	<ul style="list-style-type: none"> 石川県珠洲市・輪島市・志賀町・能登町・穴水町への常駐支援開始 D.Waste-Net(全国都市清掃会議)による収集支援開始 大材バンク支援員の派遣開始
6日	<ul style="list-style-type: none"> D.Waste-Net(持続可能社会推進コンサルタント協会)の専門家派遣開始
7日	<ul style="list-style-type: none"> D.Waste-Net(におい・かおり環境協会)による専門家派遣開始【1/10まで】
8日	<ul style="list-style-type: none"> 石川県七尾市への常駐支援開始
9日	<ul style="list-style-type: none"> D.Waste-Net(日本環境衛生センター)による専門家派遣開始【3/2まで】
11日	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理事業費補助金の対象拡充(半壊家屋の解体を追加)等に関する事務連絡を発出
13日	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物中部ブロック広域連携計画による他自治体職員の派遣開始
22日	<ul style="list-style-type: none"> D.Waste-Net(全国清掃事業連合会)による収集支援開始【2/17まで】
26日	<ul style="list-style-type: none"> 災害等廃棄物処理事業費補助金及び地方財政措置による市町村への97.5%の財政支援決定
29日	<ul style="list-style-type: none"> 公費解体・撤去マニュアル第1版策定

・専門家のべ 1,173人
 ・収集運搬車両 85 台
 (令和7年5月9日現在)